

### 3.平成 2 8 年度の重点事項について

#### (1) 住民主体による家事支援サービスについて (訪問型サービス B)



加賀市健康福祉部長寿課

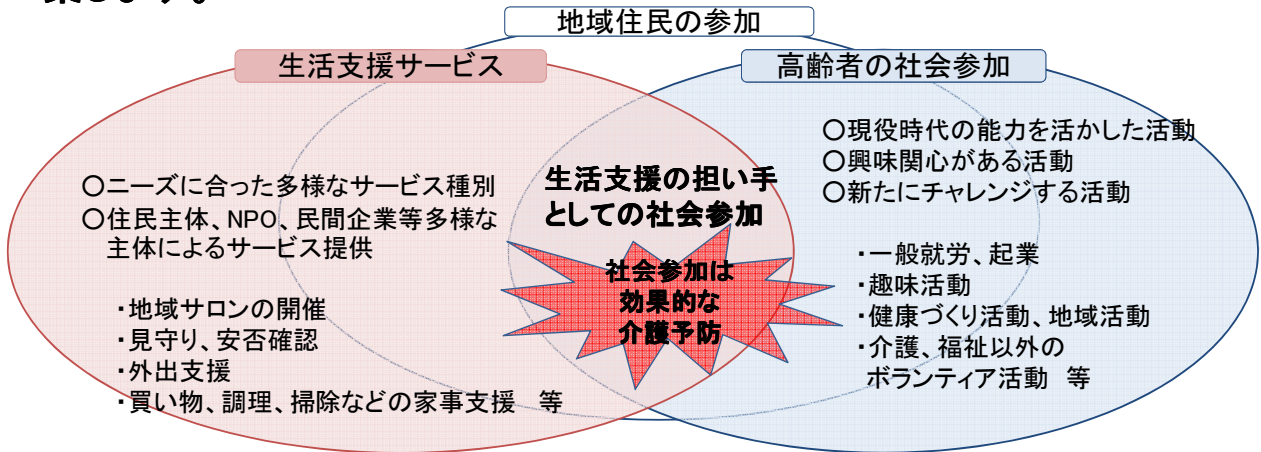
平成 28 年 2 月 25 日



# 住民主体による家事支援サービスの目的

家事支援サービスは、高齢者自身が高齢者を支える住民参加型のサービスであり、地域の問題を地域の中で解決できる体制の構築と、支援する側にとっての就労を通じた役割・生きがいの創出を目的としています。

家族や友人、民生委員等の本人のなじみの関係の中での支援を基本としながら、必要に応じ家事支援サービスを組み合わせることで、住みなれた地域の中での“自分らしい暮らし”を実現するための体制を構築します。



## 家事支援サービス担い手のイメージ図



## 家事支援サービス(訪問介護)の位置づけ(案)

平成28年2月25日現在

住民主体による家事支援サービス(訪問型サービスB)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な家事支援 (掃除、洗濯等、買い物、電球交換、布団干し、ごみ出し、季節毎の片付け等)</li> <li>※対象外のサービス 水やり、ペット世話、窓ガラス拭き、簡易な修繕、雪かき等</li> </ul>
開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月</li> <li>開始時の担い手(シルバー人材センター、JA家事支援サポーターと協議中)</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1、2</li> <li>総合事業の事業対象者</li> </ul>
利用限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問介護相当サービス(身体介護)との併用: 月4時間</li> <li>単独利用: 週2時間(1ヶ月の上限8時間)</li> </ul>
サービス単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担あり(200円程度/時)</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託又は補助金 ※開始時は委託による方法 (利用者負担と合わせて最低賃金程度)</li> </ul>
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントC(利用開始時のみ簡易プランの作成)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手づくりのために養成講座を継続的に実施。</li> <li>担い手団体については随時追加</li> </ul>

## 住民主体の家事支援サービス提供までの流れ(案)

